

新しく組合員になられた皆様へ

地方公共団体や地方独立行政法人の職員となったら、共済組合の組合員になります。

共済組合では、組合員とその被扶養者が安心して生活できるよう、短期給付事業（医療保険）、長期給付事業（年金）、福祉事業（保健、貯金、貸付、物資）を行っています。

広報誌「共済だより」
は奇数月にお配りし
ます

組合員になったら

組合員証（健康保険証）が交付されます

病気やけが等、医療機関で診療を受けるときに必要になりますので、大切に保管してください。

医療費の自己負担は3割（70歳未満）で、残りは共済組合が負担します。

組合員証が届いたら、氏名・性別・生年月日等の記載事項に誤りがないか確認し、裏面に住所を記入してください。

掛金等を負担することになります

健康保険等の掛金や厚生年金の保険料が、毎月の給料と6月・12月の期末手当等から控除されます。

共済組合が行う事業の対象になります

①短期給付事業（医療保険）

組合員とその被扶養者の病気、けが、出産、死亡、休業または災害などに関する給付を受けられます。

②長期給付事業（年金）

組合員の退職、障害または死亡による年金等の給付を受けられます。

③福祉事業

組合員やその被扶養者の健康と福祉の増進のため、次のような事業を行っています。

組合員証と併せて配付したチラシもご覧ください。

◇保健事業

各種健診や契約宿泊施設利用への助成、健康セミナーの開催、救急薬品の配付などを行っています。

◇貯金事業

貯金加入者からの積立金を効率的に運用し、利益を還元しています。

◇貸付事業

普通、住宅、入学・修学・結婚・葬祭などの貸付けを行っており、組合員期間1年以上となった日から利用できます。

◇物資事業

・立替事業

組合員となった日から利用できます。

共済組合指定店から自動車や一般物資を購入する場合に、共済組合が購入代金を立替え、利用者は給与からの控除により分割で償還します。

また、割引きを受けられる指定店もあります。

・遺族付加年金“きずな”

長期給付、短期給付の補完として、万が一（死亡・高度障害）の保障から病気やけがによる入院・手術・長期休職の保障や、7大疾病などの病気を保障する事業です。

また、老後に向けて任意の年金積立てをすることもできます。

毎年5月から8月にかけて募集をしますので、ぜひご加入ください。

詳しい内容はホームページにも掲載しています。
ぜひご覧ください。

栃木県市町村職員共済組合

検索

<http://www.tochigi-kyosai.jp/>